

# 登戸郵便局被災事件損害賠償裁判に 注目してください!

## 異常山積みの小包で負傷

Aさんは一九九七年一月、深夜八時間拘束の郵便の仕分け作業非常勤職員として登戸局に採用される。大型・小型・ゆうパック・国際小包の処理、区分機を使いこなし、特殊作業も行っていった。



川崎新局（川崎港局  
—一九九九年一月一日開局）がスタートしてから、荷の扱いが目立って雑になってきた。

パレット台車にパレット一二個積みのはずが一六個積んでくる。あるいは中断の中棚をはずして下から小包を山積み、下の物がつぶれていたりした。

作業についての安全指導は全く無かった。素手を守る手袋の支給さえ無かった。結局この異常な山積みの犠牲にAさん自身がなってしまうた。

二〇〇〇年九月二〇日午前四時頃、”四時便”到着。台車の中は下から山積み。上の方に重いものがあり不安定だった。

登戸郵便局は  
誠実に対応しろ!



その上部が荷崩れ、小包が落ちてきた。角に鋭利なものが出ており、右手首を八センチほど切った。傷は深く、後にわかったが神経まで達していた。血が床にしたり落ちた。

止血しながら様子をみていた。郵便課職員に言ったが手当てはしてくれなかった。自分で病院に行った。診断は「右正中神経障害・右手根部症候群」。右手の薬指の縦半分から親指までの感覚が無くなっていた。

### 被災者を闇に葬る

#### 登戸郵便局

管理者・職員から「お大事に」などのねぎらいの言葉は一切無かった。治療や休業の補償についての説明も無かった。

二〇〇一年一月一日付「公務災害補償通知書」を受け取るまでなんの音沙汰も無かった。

その後、来局したある日、書類のやり取りをしていたら、職員から「休んでいて金もらっていないね」と言われた。

二〇〇三年五月一日、症状固定とされた。局に行った。「こうなったが働けるところありますか？」の求めに対し上司課代の返答は「ないんだよね」の一言だった。

同年七月三十一日、退職手続きをとらされた。その際、総務課主任が（離職票に）「自己都合と書きなさい」、Aさん「納得いかない」、U「じゃあこれは渡さない」と離職票を取り上げられた。

離職票は必要であったので、やむなく慣れない左手で「自己都合」と書いた。

二〇〇三年九月五日治癒認定通知書が出された。

「平成一三年一月一日公務災害と認定した災害は平成一五年五月一〇日治癒したものと認めて通知する。療養補償・休業補償は、当日分をもって終了する」

ふつう後遺障害が残る場合も症状固定として「治癒証明」は出される。そして障害についての等級の認定がされ、一時金や年金の支給が決まる。就労不能な場合その相当後にはじめて退職となる。

Aさんは労働災害ではあたり前のそうした扱いを受けることなく補償を打ち切られた上に退職させられたのだ。

# 郵政経営陣は 罪を受けとめられるか？

## 声をあげたAさん

### 登戸局からは何の連絡もない状態が続いた

Aさんは災害補償を審査する（郵政公社―当時）災害補償事務センターに電話した。係員は「ごめんない。何もしていませんでした」と謝ったが、その後も一向に連絡はなかった。うちがあかないので人事院にも電話した。「郵政で決めない限り人事院は動

けない。早く出させてくれ」とのことだった。行政の相談機関にも行ったが労基署は「民間じゃないので手は出せないよ」と言われた。二〇〇五年一月、JMIU（全日本金属情報機器労働組合）川崎支部に相談、組合加入。川崎支部は郵政労働者ユニオンに連絡する。登戸局との交渉を重ねて、災害補償事務センター、人事院へも取り組みを強めた。

そしてついに本年一月、後遺障害認定がなされ、同八月障害年金・特別支給金の支給決定が出された。

しかしこの間の時間はあまりにも重い。負傷し右手が不自由になつて七年、災害被災者でありながらなんの補償もない状態に放り出されてから四年がたっていた。

「一人で悩み、泣き寝入りしている人が山といるだろう。勇気を持つこと。いろいろな所で相手にされなかつたが、ここにたどり着いた。他人に判断されることの重要性に気がついた」「局では一生懸命やっている人が使われてにされていく。評価されない、そういう人に目を向けてもらいたい。人を大切にしたい。それが皆無だった」

### 郵便局で働くすべての仲間のみなさん

郵便局における非常勤労働者差別の問題は、賃金や休暇などの差もさることながら、本来正規―非常勤の違いなく扱われなければならない、そのようなことさえ差別されていることだ。

郵政経営を被告として、Aさんは損害賠償請求訴訟にたちました。年金等が出ればすむという問題ではないのです。

本事件に関わる直接間接の情報・意見をお寄せください。

そして、悩みをかかえるみなさん。郵政ユニオンに連絡ください。私たちはみなさんとともに考え、必ず行動します。

「安全なくして労働なし」、このことに正規も非常勤もない。労働災害被災者は相応の扱いを受けなければならぬ、このことに正規も非常勤もない。郵政経営陣は法律で決められたあたり前のことさえできずに「コンプライアンス」など口にするのもおこがましい。

#### 第一回公判

10月31日(火)  
AM10:10~  
横浜地裁  
川崎支部



## 郵政労働者ユニオン —関東地方本部—



〒101-0032  
東京都千代田区岩本町3-5-1 スドウビル4 F  
Tel:03-3862-3589 Fax:03-3865-2832  
mail: postunion@pop21.odn.ne.jp